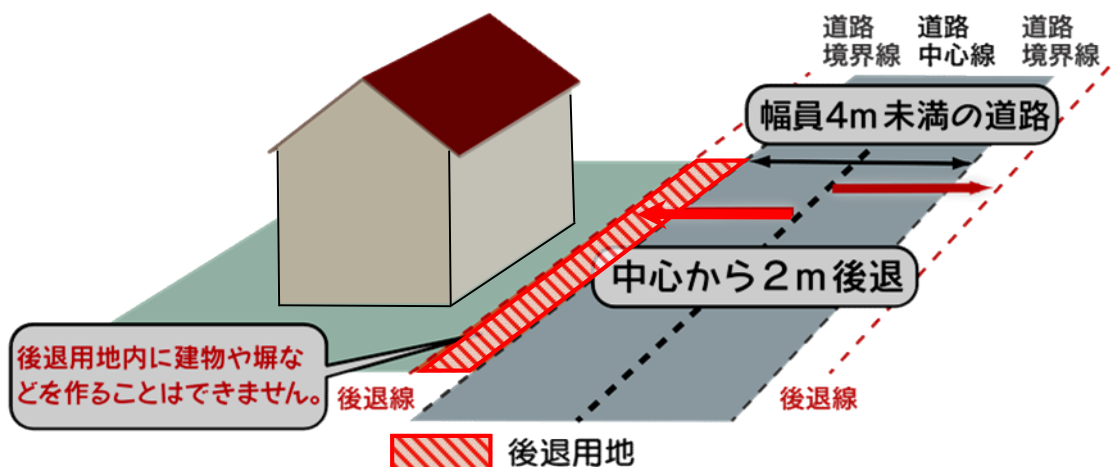


狭あい道路整備促進事業について

★ 狭あい道路（幅員が4m未満の道路）においては…

幅員が1.8m以上4.0m未満の道路に面している場合、建物を建築するには道路中心線から2mまで後退しなければなりません（建築基準法第42条第2項）。このとき、道路境界線から後退した部分を「後退用地」といいます。



★ 狭あい道路整備促進事業の概要について

後退用地を市に寄附していただく場合には、次のような支援を行います

支援制度	内容
用地測量※1・分筆登記	市が行います。費用も市が負担します。
所有権移転登記	市が行います。 (ただし、寄附する土地に抵当権、地上権、賃借権等が設定されているときは、現所有者による当該権利の抹消が必要となります。)
工作物等（門、塀、擁壁、樹木、水道メーター等）の撤去	撤去に要した経費の10分の10又は10万円のいずれか低い額を限度として、市が補助金を交付します。 (ただし、補助金の交付対象は、営利を目的とした住宅分譲等を行う事業者、確認申請がなされる建築行為に係る土地を除きます。)
後退用地の整備※2	市が舗装工事を行い、その後の維持管理は市が行います。

- ※1 開発事業又は宅地分譲等営利目的の場合には、測量費の負担及び「交差点から20m区間」の買取りは行いません。
- ※2 予算に応じて順次整備を行います。整備まで2年程お時間をいただいています。
- ※3 後退用地に高低差が生じている等、道路整備できない場所はお断りすることがあります。

★ 後退用地の買取り制度について

狭あい道路の入口部となる「交差点から20m区間」の後退用地については、後退用地の地積に固定資産税評価額の1㎡当り単価を乗じた価格で市が買取りを行います。また、道路隅切り用地は、固定資産税評価額の1㎡当り単価の1.2倍で同様に買取ります。

寄附の申出・問合せ先 碧南市建設部土木港湾課 電話 0566-41-3311（内線 401、403）